

議案第 号

宝塚市立口腔保健センター条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市立口腔保健センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年（2021年）11月 日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

宝塚市立口腔保健センター条例の一部を改正する条例
宝塚市立口腔保健センター条例（平成7年条例第9号）の一部を次のように改正する。
第2条及び第3条を次のように改める。

（施設及び位置）

第2条 口腔保健センターに次に掲げる施設を置く。

- （1） 口腔保健相談センター
- （2） 宝塚市立歯科診療所（以下「歯科診療所」という。）

2 前項各号に掲げる施設の位置は、次のとおりとする。

施設の名称	位置
口腔保健相談センター	宝塚市小浜2丁目1番30号
歯科診療所	宝塚市小浜4丁目4番1号

（業務）

第3条 口腔保健相談センターは、次に掲げる業務を行う。

- （1） 歯科検診及び歯科相談に関する業務
- （2） 歯科保健の啓発に関する業務
- （3） 在宅の寝たきり高齢者の歯科診療の調整及び歯科保健の指導に関する業務
- （4） 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務

2 歯科診療所は、次に掲げる業務を行う。

- （1） 休日の歯科応急診療に関する業務
- （2） 障害者及び障害児の歯科診療及び歯科保健の指導に関する業務
- （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務

第4条を削る。

第5条中「歯科応急診療所」を「歯科診療所」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「歯科応急診療所」を「歯科診療所」に改め、同条を第5条とする。

第7条を第6条とし、第8条から第10条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 号

宝塚市立口腔保健センター条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市立口腔保健センター条例(平成7年条例第9号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(位置)</p> <p>第2条 <u>口腔保健センターの位置は、宝塚市小浜2丁目1番30号とする。</u></p> <p>(業務)</p> <p>第3条 <u>口腔保健センターは、次に掲げる業務を行う。</u></p> <p>(1) <u>歯科検診及び歯科相談に関すること。</u></p> <p>(2) <u>歯科保健の啓発に関すること。</u></p> <p>(3) <u>休日の歯科応急診療に関すること。</u></p> <p>(4) <u>在宅の寝たきり高齢者の歯科診療及び歯科保健の指導に関すること。</u></p> <p>(5) <u>障害者及び^{がい}障害児の歯科診療及び歯科保健の指導に関すること。</u></p> <p>(6) <u>その他市長が必要があると認める業務</u></p> <p>(歯科応急診療所)</p> <p>第4条 <u>前条第3号、第4号及び第5号に掲げる業務を行うため、口腔保健センターに宝塚市立歯科応急診療所(以下「歯科応急診療所」という。)を置く。</u></p> <p>(診療科目)</p> <p>第5条 <u>歯科応急診療所の診療科目は、歯科とする。</u></p> <p>(使用料及び手数料)</p>	<p>(施設及び位置)</p> <p>第2条 <u>口腔保健センターに次に掲げる施設を置く。</u></p> <p>(1) <u>口腔保健相談センター</u></p> <p>(2) <u>宝塚市立歯科診療所(以下「歯科診療所」という。)</u></p> <p>2 <u>前項各号に掲げる施設の位置は、次のとおりとする。</u></p> <p>【別記 参照】</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 <u>口腔保健相談センターは、次に掲げる業務を行う。</u></p> <p>(1) <u>歯科検診及び歯科相談に関する業務</u></p> <p>(2) <u>歯科保健の啓発に関する業務</u></p> <p>(3) <u>在宅の寝たきり高齢者の歯科診療の調整及び歯科保健指導に関する業務</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務</u></p> <p>2 <u>歯科診療所は、次に掲げる業務を行う。</u></p> <p>(1) <u>休日の歯科応急診療に関する業務</u></p> <p>(2) <u>障害者及び^{がい}障害児の歯科診療及び歯科保健の指導に関する業務</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務</u></p> <p>(診療科目)</p> <p>第4条 <u>歯科診療所の診療科目は、歯科とする。</u></p> <p>(使用料及び手数料)</p>

第6条 歯科応急診療所において、歯科診療、歯科応急診療及び歯科保健の指導を受ける者の使用料は、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)により算定した額とする。ただし、これにより算定しがたいものについては、別に市長が定める。

2 歯科応急診療所において、文書等の交付を受けようとする者は、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

(表) (略)

(使用料又は手数料の徴収)

第7条 (略)

(使用料又は手数料の減免)

第8条 (略)

(使用者等の義務)

第9条 (略)

(委任)

第10条 (略)

第5条 歯科診療所において、歯科診療、歯科応急診療及び歯科保健の指導を受ける者の使用料は、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)により算定した額とする。ただし、これにより算定しがたいものについては、別に市長が定める。

2 歯科診療所において、文書等の交付を受けようとする者は、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

(表) (略)

(使用料又は手数料の徴収)

第6条 (略)

(使用料又は手数料の減免)

第7条 (略)

(使用者等の義務)

第8条 (略)

(委任)

第9条 (略)

【別記】

施設の名称	位置
口腔保健相談センター	宝塚市小浜2丁目1番30号
歯科診療所	宝塚市小浜4丁目4番1号

宝塚市立口腔保健センター条例の一部を改正する条例の制定について

健康福祉部 健康推進課

1 改正の理由

宝塚市立口腔保健センター(宝塚市小浜2丁目1番30号)の建物は、昭和37年に建設され、築58年が経過しており、老朽化が著しく、Is値(構造耐震指標)も0.33と耐震性が低いことから、宝塚市公共施設(建物施設)保有量最適化方針において、口腔保健センター内で実施している事業等について、民間委託や他の施設への機能移転・複合化を検討したうえで、建物を解体し、土地を売却する方針が示されています。

同センターの移転先については、市が保有する他施設や民間物件も検討しましたが、全ての機能を1カ所に集約して移転することができないため、まず診療所機能を健康センターの(旧)多目的室へ移転することとしました。このことに伴う条例改正を行うものです。

2 条例改正の内容

現在の口腔保健センターの業務と場所を以下のように改めます。

名称	口腔保健相談センター	歯科診療所
場所	宝塚市小浜2丁目1番30号	宝塚市小浜4丁目4番1号 * 移転先の場所は別紙のとおり
業務	(1) 歯科検診及び歯科相談に関する業務 (2) 歯科保健の啓発に関する業務 (3) 在宅の寝たきり高齢者の歯科診療の調整及び歯科保健指導に関する業務 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務	(1) 休日の歯科応急診療に関する業務 (2) 障害者及び障害児の ^{がい} 歯科診療及び歯科保健の指導に関する業務 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務

3 施行期日

令和4年4月1日

4 その他

診療所機能以外の部分については、別途、移転先を関係団体と協議中です。

別紙

